

賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項

- 1 甲又は乙は、履行期間内で履行開始日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準（以下「賃金水準等」という。）の変動により契約金額（本契約が長期継続契約である場合は頭書記載の契約金額を、債務負担行為による契約である場合は契約約款に定める当該年度の支払額をいう。以下同じ。）が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前業務委託金額（契約金額から当該請求時の履行済部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後業務委託金額（変動後の賃金水準等を基礎として算出した変動前業務委託金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前業務委託金額の 100 分の 1 を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。この場合において、契約金額の変更に係る算出方法は、別紙「賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項に係る特記仕様書」に定めるものとする。
- 3 変動前業務委託金額及び変動後業務委託金額は、第 1 項の規定による請求のあった日の属する月の初日（本契約の履行開始日が月の初日でない場合は、請求のあった日の属する月の翌月の初日とする。以下「基準日」という。）を基準とし、賃金水準等に基づき甲乙で協議して定める。ただし、当該協議を開始した日から 14 日以内に当該協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知するものとする。
- 4 第 1 項の規定による請求は、基準日以後の履行期間が 2 か月以上あることを要し、前項の基準日が決定した際に、当該基準日以後の履行期間が 2 か月未満であった場合は、前項の協議を打ち切るものとする。
- 5 第 3 項の協議を開始する日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第 1 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
- 6 第 1 項から前項までの規定は、この条の規定により契約金額の変更を行った後、再度この条の規定により契約金額の変更を行う場合に準用する。この場合において、第 1 項中「履行開始日」とあるのは、「この条に基づく契約金額の直近の変更に係る基準日」と、第 3 項中「初日（本契約の履行開始日が月の初日でない場合は、請求のあった日の属する月の翌月の初日とする。以下「基準日」という。）」を「初日（以下「基準日」という。）」と読み替えるものとする。